④	不要財産となった理由		事業の縮小等に伴い使用予定のない施設となったため	事業の縮小等に伴い使用予定のない施設となったため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項の規定に基づく現金による現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項の規定に基づく現金による現物納付
⑥	譲渡収入の額		84,000,000	
⑦	控除費用		495,000	
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	83,505,000	
		納付年月日	令和７年12月16日	
		⑵地方公共団体への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
⑨	減資額		83,505,000	
⑩	備考		所在は東京都杉並区	所在は東京都杉並区

⑵　取手宿舎　（単位：円）

①	資産種類		土地	建物
②	資産名称		取手宿舎用地	取手宿舎
③	帳簿価格	⑴取得価格	96,800,000	1
		⑵減価償却	—	—
		⑶減損損失	—	—
		⑷帳簿価格	96,800,000	1
④	不要財産となった理由		事業の縮小等に伴い使用予定のない施設となったため	事業の縮小等に伴い使用予定のない施設となったため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第１項の規定に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項の規定に基づく現物納付
⑥	譲渡収入の額		該当はありません	該当はありません
⑦	控除費用		該当はありません	該当はありません
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	現物納付のため該当はありません	現物納付のため該当はありません
		納付年月日	令和８年３月31日	令和８年３月31日
		⑵地方公共団体への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
⑨	減資額		—	—
⑩	備考		所在は茨城県取手市本件にかかる減資は、国からの通知に基づき行います	所在は茨城県取手市本件にかかる減資は、国からの通知に基づき行います

（追加情報）

独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに準ずる費用関係

独立行政法人会計基準第62の項目には該当しませんが、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに準ずる費用は次のとおりであります。

筑波共同利用施設から提供を受けている受益の費用　39,599,662円

利益の処分に関する書類　（単位：円）

区　分	研究・育種勘定	水源林勘定	森林保険勘定	特定地域整備等勘定	計
Ⅰ　当期未処分利益	440,467,129	658,770,932	703,340,377	13,453,050	1,816,031,488
当期総利益	440,467,129	658,770,932	703,340,377	13,453,050	1,816,031,488
Ⅱ　積立金振替額					
前中長期目標期間繰越積立金	29,705,203	137,044,215	25,630,258,221	1,022,319,785	26,819,327,424
計	29,705,203	137,044,215	25,630,258,221	1,022,319,785	26,819,327,424
Ⅲ　利益処分額					
積立金	470,172,332	795,815,147	26,333,598,598	1,035,772,835	28,635,358,912
計	470,172,332	795,815,147	26,333,598,598	1,035,772,835	28,635,358,912

附属明細書については、独立行政法人通則法第38条第４項第２号に基づき、下記アドレスに電子公告による公告をしております。

https://www.ffpri.go.jp/koukaijouhou/zaimu/documents/r07zaimushohyou.pdf

国立研究開発法人国立環境研究所令和７年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所令和７年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年８月10日

茨城県つくば市小野川16―２
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長　大島　義人